

(様式5)

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 児童館・児童センターの土曜日休館について

2 募集期間 令和8年6月1日(月曜日)から令和8年6月30日(火曜日)まで

3 実施結果

(1)件数 4件(4人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	1件(1人)	3件(3人)	0件(0人)	4件(4人)

4 意見に対する市の考え方

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	(ページ等) 1ページ	土、日休みの会社ばかりではないので、今まで利用していた人は不便ではないか。	児童館、児童センターの利用者については、平日は一定数いるものの、土曜日は各施設ともに年間の1日あたり平均では1人程度となっております。このことから、土曜日は一部の施設を休館といたしますが、平日の利用が多い施設等については、利用者の利便性や地域バランスを考慮し、土曜日も開館いたします。 また、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与え、家庭的な指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とし、「放課後児童クラブ」を各小学校区単位で設置しております。
2	1ページ	児童館を利用しているが、土曜日休みになっても不便はない。	今後、土曜日に利用を希望される際には、開館している児童館、児童センターをご利用ください。
3	2ページ	・利用者数のみでの判断ではなく、児童館が地域で果たす役割を考えるべき。また、十分な周知が行われているかの検証も必要。 ・不登校の子どもの居場所となる可能性も含めた活用方法の検討が必要。	児童館、児童センターは市内に住所を有する18歳未満の児童等が利用できる施設として、地域児童に健全な遊び場を与え、個別又は集団的な指導により児童の健全な育成を図ることを目的として設置しており、学校、地元自治会への児童館たよりの配布や市ホームページ

		・子どもにとって魅力的な居場所づくりを検討してほしい。 ・地域住民等の意見を聞く機会を設けてほしい。	ジ、来入児保護者会などで周知を行い、年間で延10万人程度の皆様に利用していただいております。一定の役割を果たしていると捉えております。 土曜休館とする児童館、児童センターにあたっては、今年の4月から試験的に土曜休館を実施し、この間、利用者や地元の住民の皆様からのご意見をお聞きして進めてまいりました。 児童館・児童センターとして利用しない土曜日、日曜日の有効活用や、児童館・児童センターのさらなる魅力向上については、指定管理者や地域の皆様と共に研究してまいります。
4	2 ページ	・子どもにとって行きたくなる魅力的な環境が維持できているかなどを検証すべき。数値のみで需要を判断し、閉鎖を決定するべきではない。 ・人材を確保するためには、それに見合った適正な労働水準（給与水準）が必要。 委託料の積算根拠の検証や福祉部局等との予算や施策の連携等、部局を超えた財源確保の仕組みが検討されたか確認を求める。 ・誰もが自由に利用できる児童センターの土曜日を閉鎖することは、親の就労状況や家庭環境によって子どもの居場所や遊ぶ権利に格差を生じさせることになる。	児童館・児童センターは年間で延10万人程度の皆様に利用していただいておりますことから、一定の需要を満たしている施設として捉えておりますが、利用者は、平日は一定数いるものの、土曜日は各施設ともに年間の1日あたり平均で1人程度となっております。このことから、今年4月から試験的に土曜休館を実施し、この間、利用者や地域の住民の皆様からのご意見をお聞きして進めてまいりました。 人材の確保にあたっては、国等の基準に応じて、都度、処遇改善等の必要な給与水準の見直しを行っておりますが、施設の特徴として主な勤務時間が午後から夕方にかかる時間であることなどが、働く方のニーズに沿わず、募集をかけても応募が少ない実情があります。 委託料の積算については、施設の管理運営を委ねている指定管理者と毎年協議を行うとともに、居場所づくりなどの施策との連携等については、庁内他部局とも協議を行っております。 土曜日の利用状況や休館の考え方は前述のとおりであり、土曜日の一部の地域は開館し、平日は引き続き利用可

			能です。また、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場として、「放課後児童クラブ」を各小学校区単位で設置しております。
--	--	--	---

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。